

平成 29 年度包括外部監査の結果報告について

標記について、相模原市包括外部監査人から結果報告がありましたので、お知らせします。

1 特定の事件（テーマ）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象年度

原則として平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)
必要に応じて平成 27 年度以前及び平成 29 年度の執行分を含む

3 監査期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 1 月 26 日まで

4 包括外部監査人及び補助者について

包括外部監査人

氏名	資格	契約期間
畝井 俊樹	公認会計士	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

包括外部監査人補助者

氏名	資格	補助できる期間
小竹 誠	公認会計士	平成 29 年 4 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
市川 正	公認会計士	同上
齋藤 積	公認会計士	同上
櫻山加奈子	公認会計士	同上
鈴木 智子	公認会計士	同上
渡邊 浩志	公認会計士	同上

お問い合わせ

畝井俊樹 包括外部監査人 内線 3849 (外部監査人室)
監査委員事務局 電話 042-769-8291 (直通)
対応責任者 吉成靖幸

平成 29 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

相模原市包括外部監査人

畝井 俊樹

目次

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
5. 監査の方法	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 補助者	2
8. 利害関係	3
第 2 外部監査の結果と意見	4

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

3. 監査対象期間

原則として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の執行分必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度の執行分を含む。

4. 特定の事件を選定した理由

相模原市の「外郭団体」は、市からの出資のほか補助金、委託料等の取引関係がある。市では、平成16年度以降、「外郭団体」の経営状況を分析、評価する外郭団体経営検討システムを導入し、団体の事業成果や経営の健全性、効率性を定期的に把握・評価を行っている。平成23年10月には「相模原市外郭団体に係る改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、以後改革プランの計画終了年度である平成31年度までに取り組む項目を定め、団体の自立化などを推進している。

一方で、平成28年度の包括外部監査において、「補助金に係る財務に関する事務の執行について」をテーマに監査を実施したが、「外郭団体」の自立化等が十分と思えないものもあり、また、「外郭団体」に対する一部の補助金については、「外郭団体」の財務に関する事務の執行と併せて検討する方が有意義と考えて監査対象から除外したものもある。

第三者的な視点で市と「外郭団体」の関係を洗い直し、改革プランの進捗状況の検証を行うことは意義あることと思われる。

なお、過去の包括外部監査において監査対象となった団体については、監査手続等の重複は避けてその後の措置状況について検証を行うこととする。

5. 監査の方法

（1）監査の要点

財務に関する事務の執行の適正性

事務事業の合规性、各法令への準拠性、会計処理の適正性

資産等の管理の適正性

市からの補助金及び委託料等の適正性
指定管理者制度導入施設モニタリングの状況
市（所管課）としての指導状況
改革プランの進捗状況
過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況

(2) 主な監査手続

外郭団体の活動と市の施策の整合性について質問等により確認した。

外郭団体における不正等の防止について質問し、内部管理体制や関連する諸規程等について検討を行った。

外郭団体における金銭等の管理の状況について質問を行うとともに関係帳簿等を査閲した。

外郭団体における固定資産の管理の状況について質問を行うとともに関係帳簿等を査閲した。

市からの補助金及び委託料等の適正性について質問及び関連文書の査閲を行うとともに、関連する法令、指針等への準拠性を確かめた。

指定管理者制度導入施設モニタリング結果を聴取し、関連する文書の査閲等により管理状況を確認した。

改革プラン進捗管理シートにより所管課の指導状況等を確認した。

改革プランにおいて指摘等された事項に対する対応状況について、質問し、関連文書等の査閲を行い改革の進捗状況の妥当性を確かめた。

過年度における包括外部監査の被監査団体について、過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況を質問し関連書類を査閲した。

(3) 監査対象

相模原市の外郭団体（14団体）のうち公益財団法人相模原市健康福祉財団（監査委員監査の対象）及び橋本駅北口第一再開発ビル株式会社（相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例の）監査対象外）を除く12団体

6. 外部監査の実施期間

平成29年6月1日から平成30年1月26日まで

7. 補助者

資格	氏名	資格	氏名
公認会計士	小竹 誠	公認会計士	櫻山 加奈子

資 格	氏 名	資 格	氏 名
公認会計士	市川 正	公認会計士	鈴木 智子
〃	齋藤 積	〃	渡邊 浩志

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第 2 外部監査の結果と意見

<はじめに>

(1) 外郭団体について

外郭団体の定義

さがみはら都市経営指針実行計画では、外郭団体は、「市の組織の外に在りながら、市から出資・補助金を受けるなどして市の補完的な業務を行う団体のこと。本市では、本市の出資率(資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する市の出資、出捐の割合)が4分の1以上の法人及び本市が継続的に人的又は財政的支援を行っている法人」と定義されている。

外郭団体に関する改革の経緯

「相模原市外郭団体に係る改革プラン」(以下「改革プラン」という。)によると、「市では、平成14年度に外郭団体の主体性や自立性に配慮しつつ、市が統一的な視点から各団体を適切に指導・支援するために、「公益法人等に対する指導、支援に関する基本指針」を策定し、平成16年度から外郭団体の経営改善を促進するため、公益的法人等経営評価システムを導入し、「相模原市公益的法人等経営評価委員会」を設置し、団体の経営評価を行ってきたところである。

また、国においても、外郭団体の在り方についての検討が進められ、平成20年6月の外郭団体の存廃を含めた抜本的改革について集中的かつ積極的に取り組むように地方公共団体に求める通知(「第三セクター等の改革について」平成20年6月30日付け総財公第112号総務省自治財政局長通知)、公益法人制度改革関連三法()、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)等により、地方公共団体に対して適切な対応を求めている状況にある。」と説明している。

(改革プランより引用)公益法人制度改革関連三法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)をいう。

改革プラン

改革プランは、相模原市外郭団体経営検討委員会が平成22年3月にまとめた「相模原市における公益的法人等のあり方について(提言)」を受け、平成23年10月に外郭団体の抜本的改革の方向性を明らかにするために、市が策定したものである。

改革プランの趣旨は、「これまでの外郭団体を取り巻く、経過、背景及び社会経済情勢を踏まえるとともに外郭団体検討委員会からの提言を真摯に受け止め、本市における外郭団体の抜本的改革の方向性について明らかにするものである。」とされている。

改革プランでは、各団体の経営状況等について評価基準を設けて検証を行っているが、

このうち、『事業の必要性が低下しているもの又は著しい減少が見込まれるもの』、『小規模で経営基盤がぜい弱なもの』、『類似の機能を持つ外郭団体と統合することにより、経営安定性の向上、事業の発展性が期待できるもの』あるいは『(損失補償を行っていない第三セクター等で、)経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は、当該財政援助の額を控除の上、判断すること。』に該当すると判断された法人が複数ある。

平成23年度から平成25年度までの3年間を重点取組期間として、特に「外郭団体の統廃合」、「派遣職員の引揚げ」、「委託事業の見直し」、「再委託事業の見直し」、「補助金の見直し」、「公益認定取得」に関する項目について重点的に取り組むこととされた。(このうち「派遣職員の引揚げ」、「公益認定取得」は実施済みとなっている。)

各外郭団体は、毎年度「外郭団体の経営評価に係る基本調書」(以下「基本調書」という。)を作成し、「外郭団体改革プラン進捗管理シート」(以下「進捗管理シート」という。)により、改革プランで改善を求められている項目別に計画と実績の対比を行い、自己分析したうえでそれに対する所管課意見を記載し公表することになっている。

なお、市では、平成22年3月に「新・相模原市総合計画」(以下「新総計」という。)が策定されている。この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されているが、基本構想に定める3つの基本方針(【1】協働によるまちづくり 【2】市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化 【3】大都市にふさわしいまちづくり)を受け、「さがみはら都市経営指針」及び「実行計画」が策定され、行政改革を強く推し進めるとともに、新総計に位置付けられた施策等を円滑に進めるため、全庁を挙げて取り組み、新総計を着実に推進するための下支えをすることとされている。

公益法人制度改革

「公益法人制度改革の対象となる法人(特例民法法人)は、平成25年11月30日までに公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行の手續(認定又は許可)をしなければ、自動的に解散となる。公益法人制度改革関連三法は、民法で定められた公益法人制度を抜本的に見直したものであり、「民間による非営利の活動を活発にし、民による公益を増進する」ことを目的としている。」(「改革プラン」より引用)

内閣府の公益認定等委員会の資料によると、公益法人制度改革の目的は、「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。」とされている。また、新制度における法人の内部統治(ガバナンス)については、「新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直していく必要があります。」とされている。

公益法人制度改革の成果として、寄附の税制優遇の対象となる「特定公益増進法人」や寄附金収入が増えていることが挙げられている。内閣府の資料によると、1法人当たりの寄附金収入は、平成20年度の新制度移行時に比べ、平成24年度実績で2.4倍(1法人約

3,900万円)となっている。

(2) 相模原市の外郭団体(平成28年度)

団体名	補助金	出資	備考
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	あり	あり	
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	あり	なし	
相模原市土地開発公社	あり	あり	
公益社団法人相模原市シルバー人材センター	あり	なし	
公益財団法人相模原市民文化財団	あり	あり	
公益財団法人相模原市体育協会	あり	あり	
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	あり	あり	
公益財団法人相模原市産業振興財団	あり	あり	
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	あり	あり	
公益社団法人相模原市防災協会	あり	なし	
株式会社さがみはら産業創造センター	なし	あり	
一般社団法人相模原市観光協会	あり	なし	
公益財団法人相模原市健康福祉財団	あり	あり	監査対象外
橋本駅北口第一再開発ビル株式会社	なし	なし	監査対象外

(注) 1. 「補助金」とは、市が財政的援助を与えているもので、「出資」とは市が出資しているもの

2. 検討対象から除外した外郭団体

相模原市の外郭団体(14団体)のうち公益財団法人相模原市健康福祉財団(監査委員監査の対象)及び橋本駅北口第一再開発ビル株式会社(相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例の)監査対象外)を除外した。

<報告書の記載について>

監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
監査の結果及び意見の項目数	11	59

報告書中の結果と意見の区分については以下のとおりである。

区分	根拠等	判断基準
結果	監査の結果 (地方自治法第252条の37第5項)	合規性に関する事で、違法(法令、条例、規則等に違反)または不当(違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと)

区 分	根 拠 等	判 断 基 準
意 見	監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第252条の38第2項)	違法または不当なもの以外で、有効性、経済性、効率性の観点から、包括外部監査人が記載することが有用と判断したもの

< 監査の結果及び意見の概要 >

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	. < 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 > (総務法制課)	P8	
1. 土地・建物の取得等について	<p>公社は、市との覚書に基づき市へ平成 28 年度に土地・建物を寄附した。この土地・建物は、市からの依頼により 15 年以上前に取得したもので、金融機関から資金を調達し、市からの賃料を返済原資として 15 年で借入金返済を完了したものである。</p> <p>この過程において、市が土地・建物を直接取得した場合に比べて、公社が行った登記費用及び市が公社に支払った賃料に係る消費税等が発生し、市の負担が約 5 億円大きくなった。一方で、公社が取得時に生じる消費税等の還付(約 2 億 2 千万円)を受け負担は軽くなっている。</p> <p>今後は税金等もコストに含めてスキームを検討する必要がある。</p>		
2. 職業能力開発総合大学校跡地の取得について	<p>職業能力開発総合大学校跡地の取得に際して、市がまち・みどり公社に依頼して公社が土地を取得している。</p> <p>新規の土地取得は特別会計で行うという市の方針にもかかわらず、公社を利用していることは適切ではない。公共用地先行取得事業特別会計で公表される情報に比べ、公社の情報では市民に開示される情報も十分ではないと思われる。</p>		
3. 市からの受託事業(随意契約)の再委託について	<p>平成 28 年度において、市がまち・みどり公社に委託している業務の随意契約の理由として、「まち・みどり公社以外に任せられる者がいない」等の理由が公表されているが、そのほとんどが再委託されていた。</p> <p>市は、まち・みどり公社への随意契約による委託を見直して、まち・みどり公社以外の事業者へ直接委託することを検討する必要がある。</p>		
4. 進捗管理シートにおける評価について	<p>平成 28 年度の進捗管理シート< 3 組織、人員体制の効率化 > の計画、実績、分析の欄において、効果についての記載があるが、効率化に関する</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	る記載がない。		
	・ < 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 > (地域福祉課)	P21	
1.	「事業別収支計算書」について 補助金や受託事業の結果報告とは整合しているが、会計単位の数が多く、使い勝手の良い資料とは言えない面がある。適宜集約するか階層化するなどして使い勝手の良いシステムとして利用すべきである。		○
2.	会計上の表示に関する事項について 会計（社会福祉法人会計基準）上の表示に関して、次の事項が発見された。 ・ 財務諸表間で一致すべき科目名が異なっていた。 ・ 債権・債務に内部振替高が両建てで含まれているため、資産・負債が過大に計上されている。 ・ 会計基準上独立掲記すべき科目や流動資産と固定資産の区分が不十分である。 ・ 事業区別に費用・資産が配分されていない。 ・ 財務諸表注記の退職金制度の注記内容が不十分である。 ・ 附属明細書での補助金の開示方法が不相当である。	○	
3.	その他の開示項目(事業報告書) 社会福祉事業振興資金貸付金の明細が平成 28 年度決算から開示されなくなった。また、過去数年に亘り、生活資金一時貸付金の増減表の金額に誤謬があった。		○
4.	補助金の会計処理について 平成 28 年度から開始された貸付金事業について厚労省から公表された会計の実務指針等の趣旨等に反して、収益の計上時期が早すぎるため、結果として補助金が過大に（約 2 百万円強）収益計上されている。	○	
5.	資産の管理業務について 内部規定では、保有する有価証券について格付け情報を入手することが求められているが、入手していなかった。また、社会福祉事業振興資金貸付金に関しては、貸付先である社会福祉法人の決算書を入手し検討すべきであるが行われていない。	○	
6.	地区社会福祉協議会から市社協に提出される収支決算書について 地区社会福祉協議会へ助成金を交付しているが、実績報告として提出される収支決算書の集計額に誤りがあった。また、収支決算書等の様式等が不統一であるが、同様の団体であるので様式を統一すべきである。		○
	・ < 相模原市土地開発公社 > (土地利用調整課)	P35	

番号	団体名(所管課)	結果	意見
1. 土地開発公社に対する補助金について 平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間における相模原市土地開発公社補助金及び土地開発公社剰余金取崩額の合計は、321,078 千円となっており、市及び土地開発公社の財産が代替地処分に伴い減少した。 補助金は不要代替地の一般処分の際に生じた損失を補填するものであり、事業化のために使用されるものではないため、市にとっては公益性があるとはいっても市民から見れば公益性があるとはいえない。また、市による買戻し額が抑制されることを補助金の成果としているが、市が不要と判断した土地を一般処分したことによる処分差損の補填であり、買戻し額の抑制が補助金の成果とは言い難い面がある。 代替地の取得から一般処分に至る経緯を明らかにして、その仕組みに問題がなかったかを検証することが望ましい。			
2. 代替地取得・処分手続きについて 代替地の選定と土地取得までの地権者との交渉は、各事業を所管する課が行う。契約時に土地開発公社が関与し、契約の当事者となる。取得後の代替地の管理は、土地開発公社が行うが、処分の判断は事業所管課が行うことになっている。 各事業所管課は、代替地を実際に保有していないので責任を問われることがなく、不要と判断して早期に処分するタイミングが遅れることとなり、一般処分をせざるを得ない代替地を抱え込んだ原因が究明されないままになってしまった。再発防止の観点から代替地を一般処分せざるを得なかった原因を明確にする必要がある。			
3. 計画の進捗状況の管理について 所管課は事業の進捗状況の管理を行っているが、事業化までに時間を要するものについては、上位計画の見直しの中で、各事業の見直しの検討が行われている。しかし、進捗状況の芳しくない事業について事業そのものの継続・廃止といった検討が行われているとは言い難い。 事業完了目標年度から進捗度合いが遅れている場合には、事業の目標年度と進捗状況や遅延の理由などを開示することが望ましい。その上で、事業そのものを存続させるか、中断若しくは廃止する等、上位計画に関わらず対応等検討をする必要があると思われる。			
4. 計画の見直しについて 都市計画事業等が具現化するまでには長期間要するため、計画策定時点では計画の完了時点（事業化）を具体化することは困難であり、計画策定段階では想定できなかった状況が発生することもあり得る。未整備			

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	の箇所を暫定利用している場合は、ある程度の機能や効能が満たされているのであれば、計画・事業の見直し検討がなされても良いと思われる。		
5. 市及び土地開発公社の用地取得	<p>事業用地の先行取得は、事業化される10年以内の目標年度の設定が必要である。また、事業の進捗状況の開示や、進捗状況に遅れが生じた場合の理由の開示も必要である。</p> <p>長期保有となっている用地の原因分析を行い、その上で一定年数内に事業化が見込まれるか否かといった事業化の進捗管理がより一層適切に行われる必要があり、進捗状況によっては事業そのものの継続・廃止の検討が行われる仕組みが望まれる。</p>		
	. <公益社団法人相模原市シルバー人材センター> (地域包括ケア推進課)	P62	
1. 外部監査制度の導入・設置等の有無について	<p>基本調書では、平成21年度より外部監査制度を導入している旨の記載があるが、実際には税理士法人が提出した報告書を外部監査と誤認していた。</p>	○	
2. 会計処理について	<p>平成28年度の財務諸表等において、特定資産(定期預金)と未払金が同額(4百万円弱)過大計上されていた。また、他から受託し会員に委託した業務について、会員の受託部分を受取事務費・受取配分金と支払配分金に計上しており、二重計上になっていた。本来発生主義で処理すべき消費税(申告納付分)が現金主義で処理されている。貸借対照表と貸借対照表内訳書との間で金額の不整合があった。</p>	○	
3. 財務諸表等の公開について	<p>ホームページ上で公表されている財務諸表等の一部に公表漏れがあった。</p>		○
4. 有形固定資産の管理について	<p>有形固定資産につき、現物と固定資産台帳の照合等の記録が残されていない。</p>		○
	. <公益財団法人相模原市民文化財団> (文化振興課)	P70	
1. 自己収入について	<p>近隣の自治体の文化財団と比較して自己収入が少ない状態である。</p> <p>自己収入の確保が不十分であり、自立したというには収入が大幅に不足していると考えられる。自己収入の増加を図る必要がある。</p>		
2. 資産等の帰属について	<p>市の文化施設の予約システムは、市民文化財団が業者へ開発を依頼し</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>たものであるが、その財源は元々市とも考えられるため、指定管理者選定時に市と財団で予約システムの取扱いの認識が異なることになった。</p> <p>予約システムについては、市が保有するという考え方のほか、提案や構築を含めて応募者に提案させるという考え方もある。予約システム等が参入障壁やコストアップ要因とならないように配慮し、公正な競争が行えるように整理することが必要である。</p>		
3.	<p>自己財源の形成について</p> <p>市民文化財団の自立化を求めるには、補助金は中期的に削減する一方で、事業目標を達成した場合には補助金の返還を求めないなどの運営の自由度を高めるなどの方策が考えられる。</p>		
4.	<p>経営計画の目標設定について</p> <p>平成28年度の進捗管理シートにおいて、中期計画の利用率を達成しているかどうかの分析を行っているが、中期計画の利用率は、指定管理者として達成すべき目標値となっている。</p> <p>市民文化財団は、改革プランにおいて、引続き経営の効率化に取り組む団体となっている。経営計画において、経営の効率化が達成されるような目標を設定し、毎年度進捗状況を分析、評価すべきである。</p>		
5.	<p>人件費の財源について</p> <p>所管課では、市民文化財団の自立化を図る指標として、収入総額に占める管理費補助金の割合を用いて自立化の進捗状況を測定しているが、収入総額に占める管理費補助金の割合の目標値が設定されていない。</p> <p>収入総額に占める管理費補助金の割合の具体的な目標値を設定することが必要である。</p> <p>また、市民文化財団は、有期雇用職員の無期化を検討しているが、長期的な人件費の増加の財源をどうやって確保するのか、管理費補助金等の市からの収入の増加に頼ることなく、市民文化財団の意思決定機関である理事会で審議することが必要となる。</p>		○
	<p>＜公益財団法人相模原市体育協会＞(スポーツ課)</p>	P83	
1.	<p>相互扶助事業に対する補助金交付について</p> <p>市補助金の一部が相互扶助事業としての収益事業等会計に計上されている。</p> <p>本来、会員の相互扶助事業である共益事業の事業費は、受取会費等、受益者負担で行うべきものであり、それに対する補助金の交付は公益性という観点で問題である。</p>		○
2.	<p>管理費補助金から事業費補助金への移行</p>		○

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>「補助金の見直し指針」によると、「補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確化するとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直しを行う。」とある。</p> <p>ここ数年の補助金の推移を見ると事業費に対する補助に移行する方向になっていない。</p>		
	<p>3. 市への財政的依存度の評価について</p> <p>体育協会の平成 28 年度の経常収益は、市からの収入が約 8 割を占めている。過去数年間この割合はほとんど変わっていない。</p> <p>毎期の事業報告書の中期経営計画で、基本目標を達成するための目標指標として市補助金依存度を 31%に下げるといっているがあるが、市からの財政的自立化を目指す際には、補助金の他に市からの業務受託収入や指定管理料なども含めて評価を行うべきである。</p>		○
	<p>4. 役員報酬の増加について</p> <p>基本調書等によると、常勤役員平均報酬年額が平成 27 年度から平成 29 年度へ約 3 割増加しているが、ここ数年は業務内容に大きな変化もなく収益の伸びはそれほどではないことから業務内容に見合っているのか疑問である。</p>		
	<p>・ < 公益財団法人勤労者福祉サービスセンター > (雇用政策課)</p>	P91	
	<p>1. 会費収入について</p> <p>勤労者福祉サービスセンターの受取会費は、経常収益の 32.9%を占める重要な自主財源となっている。会費の月額については、昭和 61 年に 400 円に改定して以来 30 年以上据え置かれてきた。これは全国と同様の団体の会費水準（月額 628 円）の 3分の2 以下である。会員数は、市内従業者の 7%、人口に対する割合は、2.6%である。</p> <p>経費水準は 30 年の間に上昇したが、会費はその間値上げされておらず、経費水準の上昇を反映した水準になっていなかった。収入不足額は補助金（約 41 百万円）で賄われている。</p> <p>市からの補助金や業務委託等に依存することのない安定的な法人運営に向け、適正な会費月額の設定を、適時に進めるべきであったと考えられる。</p>		
	<p>2. 会費の改定について</p> <p>平成 29 年度において会費の改定を決定し、平成 30 年度から会費の月額を 400 円から 600 円とすることとし、約 45 百万円の収入増を見込んでいるが、一方で新サービスの導入も決定しており、差引き 4,672 千円</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	の損失が想定されている。新サービスの内容についての検討が必要である。		
3. 経営計画について	<p>団体も所管課も平成 28 年度から 5 年間の経営計画を策定しているという判断であるが、これに収支計画は含まれていない。目標が数値的に裏付けられていない。効率的な財政運営を行うために策定された中期経営計画には、事業の効率性に関する情報である正味財産増減計算書ベースの中期収支計画の策定が不可欠である。</p>		
4. 会員数の目標及び会費金額の決定について	<p>市からの補助金や業務委託等に依存することのない安定的な法人運営の達成を前提とした会員数の目標設定及び会費金額の決定が行われていない。提供するサービス水準の視点は重要であるが、加入率が対象地域の勤労者の 10%以下という限定された加入者のために、税金をいくら投入するかという観点からもサービス水準は検討されなければならない。自立した運営のできる水準の会員数の目標設定及び会費金額の決定を行うべきと考える。</p>		
5. 常勤役員及び事務局長の給与について	<p>常勤役員及び事務局長の給与について、市の再任用職員の給与体系に合わせて報酬・給与の増額が行われている。市の給与水準は参考になるものの、役員報酬は業務内容に見合った水準にすべきである。</p>		
6. 内規の整備状況について	<p>有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券を保有しており、公益法人会計基準に準拠して「原価法」により会計処理を行っているが、経理規程では「時価主義」となっており整合していないため、経理規程の見直しが必要である。</p>		
	<p>金券類の管理について</p> <p>年間数千万円にのぼる入浴共通券やレジャーランドチケット等の金券類の取扱いを行っているが、現物管理等について内規が整備されていない。多額の金券類を取扱う以上、不正・盗難等のリスクが常にあり、団体としての管理運用体制が明確になるよう、実態に即した内規の整備を行う必要がある。</p>		
	・ < 公益財団法人相模原市産業振興財団 > (産業政策課)	P 107	
1. 産業振興財団の法人のガバナンス	<p>法人のガバナンス体制の構築において、公益通報者保護要綱に基づき</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>実施するとしているが、規模の小さい法人において機能するとは思えない。</p> <p>重要事項を適切に理事会等へ報告して有識者である理事等の意見を聞くなど、理事等の職務執行を理事会が管理監督する仕組みを整えたほうがよい。</p>		
	<p>2. 市への依存体質</p> <p>改革プランにおいて自己収入を高めることが求められている。所管課は産業会館の指定管理者になったことにより、補助金の依存度が大幅に下がったことをもって改善実績を評価しているが、市からの補助金及び委託料(受託料)を合わせると総収入の90%を超えている。指定管理収入を含めるとほぼ100%が市関連の収入といえる。専門性を生かして自己収入の拡大を図る必要がある。</p>		
	<p>3. 市の産業振興財団に対する委託事業</p> <p>見積の根拠と委託料の精算</p> <p>産業振興財団の事業(補助事業を除く)の大半は市からの委託事業であるが、一部を除き随意契約となっている。「ものづくり企業総合支援事業委託」の契約において、業務仕様書、契約書及び見積書等には、業務量や質的な要件を定めた記載は見受けられない。このため、委託事業の成果についても明確な定めはなく、市が何を依頼しこれに対して産業振興財団が何を実施しその成果は何か明確ではない。</p> <p>見積書には積算根拠となる明細が必要であり、実績に基づく精算も必要である。委託金額に応じた成果がないものは委託料の支払を行うべきではない。</p> <p>業務報告書の記載内容</p> <p>成果物である業務実績報告書(総ページ数は7頁)には、契約の基となる業務仕様書に明記してある業務に関する実績報告が含まれていなければならないが、業務仕様書にある「各種情報収集及び連携体制構築」については、業務実績報告書に記載がない。</p> <p>事業の成果について記載がなければ、業務が適切に行われたかどうか不明である。契約は1者随意契約で行われており、業務仕様書の内容では業務量等も不明のため、契約金額の妥当性にも疑問がある。</p> <p>実施されていない業務や成果物が不十分な業務については、委託料の返還を求めるべきである。</p> <p>仕様書の業務内容</p> <p>仕様書の「(2)各種情報収集及び連携体制構築の事業」は、「大</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>手企業、各産業支援機関、国、地方自治体」が相手となるが、の大手企業の連携の場合に想定されている展示会等の活用は、別の委託事業で行われているものと重複する可能性がある。の各産業支援機関との連携は、産業振興財団が本来行うものであり、市の事業として委託事業で行うものか疑問である。の国、地方自治体との連携は、本来所管課である産業政策課が直接担当すべきものである。業務の外注については再考が必要である。</p>		
<p>4. 受益者負担</p>	<p>業務実績報告書に添付された「訪問及び相談企業一覧」に記載された用件によると、訪問の多くは補助金申請支援やホームページ作成支援、展示会への出展関係が大半を占めている。個別の企業に対する支援ではなく、より多くの企業に対して市としてどのような支援が必要なのかを検討したものはない。</p> <p>市からの委託事業の対象企業は、特定の企業に限定されている。民間が同様の業務を提供している事業や展示会出展等で受益者が明確な事業は、受益者である企業から実費相当額の負担を求めるべきである。</p>		
<p>5. 不適切な随意契約</p>	<p>随意契約を行った業務について、契約上成果物として提出された業務実績報告書の内容を確認したところ、契約の仕様書に記載のある市内中小企業の経営課題の把握や経営課題解決のための支援についての記載がない。随意契約の理由が、企業支援についての高い専門性を有することであるが、業務実績報告書の内容は専門性を十分に発揮したものとは思えない。</p>		
<p>6. 委託事業と補助事業の成果の重複</p>	<p>同一の事業が委託事業と補助事業の成果として把握されている。いずれも特定の企業に対するものであり、会社名も同一である。同一事業に対して委託費と補助金が支払われていることになる。所管課は内容を精査して、同一事業に対する二重払いに相当する金額の返還を求めるべきである。</p>		
<p>7. 補助金の過大支払</p>	<p>産業振興財団は、相模原市産業振興財団運営費補助金の一部を当初の目的を変えて法人会計に充当している。その結果、法人会計の当期経常増減額(経常利益に相当)は、4,610千円のプラスとなっており、法人の内部留保が同額増加している。</p> <p>また、公益目的事業会計において、正味財産が2,879千円増加してい</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>る。補助金が外郭団体の内部留保（正味財産）の原資となるべきものではない。法人を運営するに最低限必要な費用の不足額を埋めるに足りれば十分と考える。</p> <p>さらに、補助金の算定根拠となる補助金精算書の法人全体の金額も誤っている。市は余剰を生じた補助金の返還を求めるべきである。</p>		
8. 事業の成果	<p>進捗管理シートの＜新たな視点（公益目的事業の確実な実施）＞において、事業費の8割強を公益目的事業に投じ、かつ、有効に活用していると自己分析している。計画では、市内産業の振興に有効な事業を企画実施することとしているが、実績として公益事業比率が81.1%としているのは、事業費を有効に活用したことの説明にはならない。事業費の割合ではなく、実施した事業の成果で判断すべきであり、外部に対する適切な説明になっていない。</p>		
9. 補助金の成果	<p>平成28年度補助事業実績調書には、詳細な理由が記載されているが、補助金交付先が補助事業の成果として記載していない事項について評価の理由とすることには疑問がある。</p> <p>また、平成27年度の補助金実績調書一覧によると、事業成果の記載欄に「事業報告書のとおり」と記載しているが、市民は公表された（法人全体の）事業報告書しか見ることができず、補助金の成果を把握することはできない。</p>		
10. 相模原市立産業会館の目標とする稼働率の設定	<p>振興財団が指定管理者となっている相模原市立産業会館の稼働率目標は、42%である。稼働率（実績）は42.6%であり、成果目標の達成度は「A」と高く評価されている。しかしながら、一般的に50%を下回る稼働率は著しく低いと評価されるべきものである。利用料金等で賄える費用（コスト）は4分の1以下であり、維持管理費の4分の3以上は市の持ち出しとなっている。</p> <p>産業振興財団は、成果指標の目標値は毎年度達成しているとしているが、目標設定を見直し稼働率を高める方策を検討する必要がある。</p>		
	＜社会福祉法人相模原市社会福祉事業団＞（障害政策課）	P133	
1. 銀河開設時の備品等の会計処理	<p>「銀河」開設時に取得した備品等の一部については、会計上本来固定資産計上すべきであったが、建設仮勘定から本勘定への振替時に会計処理を誤り、平成27年度の収支決算書上で「その他の特別損失」に計上さ</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>れている。「その他特別損失」に計上された 10,884 千円のうち、計 1,688 千円が固定資産に計上すべきものであった。また、地中内埋設物処理工事 1,200 千円については平成 26 年度の費用に計上すべきであったと考えられる。</p>		
2.	<p>指定管理料積立金について</p> <p>事業団は、松が丘園及びけやき体育館の指定管理料を毎年受取っているが、各年度に支払われた指定管理料の未使用残額については、指定期間の最終年度において精算し、発生した利子とともに返還することとされている。</p> <p>純資産に計上された指定管理料積立金は、指定管理料の未使用残を積み立てたものであり、最終的に返還すべき性質のものであるから、本来は負債に計上すべきものである。指定管理料のうち未使用の部分については、最終的に返還されるか人件費や経費に充当した時に収益計上すべきものであるから入金時に収益計上すべきものではない。</p>		
3.	<p>拠点区分間繰入金について</p> <p>平成 28 年度の社会福祉事業の事業活動報告書を見ると、拠点区分間の繰入金として、銀河から 15,000 千円が法人本部に繰入れられているが、資金移動に関する基準が明確でない。</p>		
4.	<p>退職給付費用の会計処理について</p> <p>会計基準への準拠</p> <p>「社会福祉法人会計基準」は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表について拠点区分別、事業区分別に作成することを定めている。「退職給付費用」については事業活動計算書の勘定科目として明示されているが、事業団では退職給付費用を各拠点区分、事業区分に配分しておらず、社会福祉事業の法人本部の費用として一括計上している。貸借対照表の退職給付引当金の計上も法人本部に一括計上されているが、各拠点区分、事業区分に配分して計上すべきである。</p> <p>指定管理業務との関係</p> <p>特定の事業に関連する職員に対する退職給付費用は、本来は事業団の行っている各事業(指定管理業務等)に負担させ、「事業活動による支出」に含めて計上すべきものであるが、現状では、指定管理業務の収支計算に退職給付費用が含まれていない。</p> <p>当該指定管理業務が、仮に公募になった場合には、他の業者との間の競争条件の面で、当該事象(退職給付費用の負担を見なくていいこと)は事業団に有利に働くこととなり、不公平が生ずる可能性がある。</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
5. 自主的、効率的な財政運営 事業団の行っている指定管理業務については、実質的に公募ではなく、委託に類似する性質を有するものとして、指定管理料の残額を市に返還することとしている。 自治体によっては、指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料の精算後の返納については原則行わないこととしたり、剰余金についても、自治体と指定管理者で按分することになっているところもある。外郭団体の財政運営を自主的、効率的なものとするため、このような他の自治体のやり方も参考にし、再検討が必要と思われる。			
	・ < 公益財団法人相模原市防災協会 > (予防課)	P145	
1. 市補助金について 相互扶助事業に対する補助金交付について 防災協会では、相互扶助事業として防災表彰事業と防災視察研修事業を行っている。補助金が収支予算書、収支決算書のいずれにも相互扶助事業としての収益事業等会計欄に記載されている。 本来、会員の相互扶助事業である共益事業の事業費は、受取会費等、受益者負担で行うべきものであり、それに対する補助金の交付は公益性という観点で問題である。			
人件費補助金交付根拠について 公益社団法人相模原市防災協会補助金交付要綱で「協会の管理運営に要する経費」に対する補助は認められているが、その詳細については要綱に記載はなく明確ではない。 特に管理費のうち人件費分については、市派遣職員に代わる固有職員や派遣職員については根拠があるものの、役員分の人件費を市が補助する根拠が明確になっていない。			
管理費補助金から事業費補助金への移行 「補助金の見直し指針」によると、「補助金がないと運営できない団体については、補助目的・用途を明確化するとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直しを行う。」とある。 防災協会は今のところ補助金がないと運営できない団体に該当するが、用途は明確であるが補助目的が明確になっていないし、ここ数年の補助金の推移を見ると事業費に対する補助に移行する方向になっていない。むしろ管理費人件費に対する補助が増えている。			
2. 市への財政的依存度の評価について 防災協会は市から補助金を受け取っている他に、市から業務を受託し			

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>ており、経常収益の約3分の1ある。改革プラン等で市からの補助金を削減し自立化を目指すような表現が多いが、市への財政的依存度を計る場合には、補助金の他に業務受託収入も含めて行うべきである。</p>		
3.	<p>協会の人件費割合について 防災協会の経常費用に占める人件費割合は5割を超えており類似の防災協会と比較して高い傾向にある。特に管理費に占める人件費の割合も他より高く6割近い。 改革プランでは、「人件費の管理経費に占める割合についても、適正な範囲に留めて、運営を圧迫することがないようにする。」とある。管理経費に占める人件費割合が適正な範囲かは疑問である。 また、常勤役員平均報酬年額が平成28年度から平成29年度へ約3割増加しているが、収益の伸びはそれほどではないことから業務内容に見合っているのか疑問である。</p>		
4.	<p>市との役割分担の明確化について 改革プランで「市消防局との組織の役割、あり方について明確化することが求められる。」とある。 これに対し進捗管理シートにおいて、「26年度の市からの委託事業について見直しを行い、消防局との役割分担の明確化を図った。」とし、委託業務契約内容で役割分担を明確化したとの記載がある。 「委託契約業務に反映させた」とのことから、業務委託契約書を閲覧し検討したが、消防局との役割分担の明確化については役割分担の前後の違いがよくわからなかった。第三者に対しても違いが分かるようにすべきである。</p>		
5.	<p>会員数と会費収入について 相模原市防災協会の会費は、正会員の団体の事業所数により均等割と事業所数割の合計になっている。防災協会の1事業所あたりの会費を試算してみたところ、1事業所あたり5,000円前後で、他の団体の半額以下となっている。会費を少し値上げすることは、防災協会が自主的・自立的で健全な経営を進めるのに資する。 また、「会員数の増加方策」では、会員数の確保・増加は喫緊の課題となっていると記載されている割には、明確な対策がとられていない。</p>		
6.	<p>随意契約の公表調書の漏れについて 相模原市では地方自治法施行令第167条の2項第1項に係る随意契約のうち、1者随意契約について、契約締結状況を公表している。 平成28年度の随意契約の公表調書には、「応急手当及啓発事業」の契</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	約が見当たらない。 随意契約の公表調書をホームページで公表する趣旨からすれば、漏れなく記載する必要があるので、市は漏れなく処理する手続を構築すべきである。		
XI. <株式会社さがみはら産業創造センター> (産業政策課)		P161	
1. 随意契約による委託料について 随意契約の委託業務において、発注者は委託料に残額が生じた場合には、受注者に対して返還を求めなければならないとの規定があるが、当初予定されていたイベントが中止され、「会場借料等」として予定されていた費用が生じなかったケースで、委託料の返金手続が行われず、スタッフ関係の運営管理費が当初予定より増額されて請求されている事例があった。 随意契約の場合、当初予定していた費用が発生しなかった場合には、原則として、それにより生じた残額を返還させるべきである。過去において、SIC との随意契約に関し、市の側から委託金の返還請求がなされたケースはないようであるが、当初の予算が執行されなかった場合に安易に他の費用への付替えを認めるべきではない。			
2. 規程関係の整備について 規程関係をレビューしたところ、経理規程第 22 条に記載のある「予算管理規程」が実際には作成されていなかった。また、経理規程第 5 条の「企画事業部長」、同第 7 条及び経理規程細則第 5 条の「総務・経理グループ長」は現行の組織上で実際にはない職名であった。			
XII. <一般社団法人相模原市観光協会> (商業観光課)		P166	
1. 公益認定申請について 法人設立から 5 年近く経過しているにも関わらず未だ公益認定申請の準備を行っていない団体に補助金の交付を継続しており、改革プランの方針と整合していないと考える。補助金の交付を継続する場合には、公益認定に伴う業務量の増加に対応しうる組織体制の見直しとともに、公益認定について期限を設ける等の対応が必要と考える。			
2. 市からの委託契約について 市は市営キャンプ場の管理運営を任意団体時代から観光協会に委託しているが、現状の業務委託費用は、主として人件費が占めており、再委託に係る経費が契約金額の 8 割以上に達しており、改革プランの方針と整合していないと考える。改革プランの方針に従って、再委託業者への			

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>直接発注する、あるいは、公募により指定管理者を指定するということも選択肢になるものとする。</p>		
	<p>3. アンテナショップの当初出店時の検討状況について</p> <p>市による出店前の損益分岐点分析では、粗利率 30%以上の前提でしか行われていないにも関わらず、法人化前（任意団体）の観光協会側は、粗利率が 30%を下回る水準で多数の仕入先と契約している。事業開始の時点で、所管課の損益分岐点分析の想定は崩れていた。（現状の粗利率は、18.6%）</p>		
	<p>4. アンテナショップについて</p> <p>経営基本方針について</p> <p>観光協会は、経営基本方針を、「アンテナショップの運営を通じて本市への集客の向上、観光誘客、消費の拡大を促進させる」としているが、補助金に対して直接的な消費の拡大効果と観光客数への直接の影響は、同等の金額の補助金に対して効果は低く見える。成果を判断することは困難と考えられる。アンテナショップの事業目的を再確認の上、何をもって成果を確認するのか、検討が必要と考えられる。</p> <p>なお、津久井地域との合併から 10 年が経過しており、「域内交流を促進させる」という当初の役割との整合性についても再検討が必要な時期と考えられる。</p>		
	<p>アンテナショップの契約条件について</p> <p>1) 出店契約について</p> <p>家賃及び共益費の坪単価は、都内や横浜市中心部の坪単価と比較しても遜色ない水準で、店舗運営上、家賃負担が重い。また、出店場所としての優位性が優先されており、結果的に、アンテナショップは、賃料が売上高から仕入高を控除した粗利益の約 80%を占める高コスト体質となっており、補助金なくして存続できない状況を生んでいる。</p> <p>2) 仕入先との契約条件について</p> <p>粗利率が低迷する中、仕入先との契約条件である掛率の見直しが行われていない。</p> <p>1) 及び 2) について、契約条件全般の見直しが必要と考えられる。</p>		
	<p>アンテナショップのリニューアルについて</p> <p>賃貸人の都合により、平成 27 年度中にアンテナショップのリニューアル工事が行われた。レイアウト変更に際して、コンサルティング会社により作成された基本計画において計画されたカフェ部門の目標売上に対</p>		

番号	団体名(所管課)	結果	意見
	<p>して、観光協会の収支計画ではその 17%程度の売上しか見込んでいないにもかかわらず、基本計画に沿ってレイアウト変更工事を行っている。レイアウト変更の際しての実現可能性の検討が不十分であったものと考えられる。</p>		
	<p>野菜類の販売について</p> <p>アンテナショップでは、需要があり売上につながるため、粗利率が 15%程度の野菜類の販売を拡大している。野菜類を含む生鮮製品の売上割合は 53%に上っているが、相模原産の野菜は、近隣大手小売店でも販売されている。「民間企業や非営利法人で代替可能な事業については、極力抑制する。」という改革プランの方針に合致しているか、十分な検討が必要と考えられる。</p> <p>粗利率の低い商品の比率が高くなっており、一定の利益を計上するためには販売数量を増加させる必要がある。現在の人員配置で、販売数量の増大が最適な方策なのか、検討の余地があると考えられる。</p>		
5 . 内部管理体制について	<p>内部管理規程の遵守状況について</p> <p>支払いの承認や残高の照合といった手続が内規に定められているが、実際は内規に従った運用がなされておらず、規程が形骸化し、相互牽制が働く体制になっていない。現在の規模で最低限必要な承認や相互確認といった手続を再検討の上、人員体制含め、管理体制を抜本的に見直すとともに、規程類の再整備を行うべきである。</p>		
	<p>アンテナショップの内部管理体制について</p> <p>定型化されていない、あるいは定型化できない作業が多く、またシステム対応が不十分であるために手作業によらざるを得ない部分や、あるいはスムーズに作業できない部分も多い。日常業務効率化のため、仕入先との取引条件の見直しや管理業務効率化に資する追加投資が必要と考えられる。</p>		
	<p>アンテナショップ運営に関する内規の整備について</p> <p>契約の締結に関して、継続的に取引を行う場合の取扱いが定められておらず、買取りの場合については、契約等が締結されていない。さらに、注文に関して請書は入手されておらず、見積りも取得されていない。現行規程を、アンテナショップを運営している団体の実態に即した内容に修正するか、あるいは別途内規を整備することが必要である。</p>		